

公平審査制度研究会報告書の概要

平成 24 年 3 月
公平審査制度研究会

1. 設置の趣旨

昨今の事案の変化（例えば、個人事案の割合の増加、今までにはあまりなかった事案の出現・増加（セクシュアル・ハラスメント関係、精神疾患関係の事案等））等に伴い、審理の方式や手続、調査手法等について、見直しを行う必要

行政不服審査法改正の議論の動向も踏まえつつ、不利益処分審査制度について、新たな要請に応えるとともに、より迅速かつ公正な事案の解決が可能なものとなるよう現行規則・運用に係る問題点とその改善の検討等を行うため、公平審査制度研究会を設置

2. 不利益処分審査制度をめぐる主に制度上の問題に対する考え方

(1) 不利益処分審査制度の意義

- ・ 人事行政の公正性の確保、身分保障の実効性の担保及び個別的労働紛争における職員の権利保護の意義から、協約締結権が付与された場合においても、不利益処分審査制度は引き続き意義を有するものと考えられる

(2) 不服申立前置の意義

- ・ 行政部内における判断の統一性の確保、争点の明確化と証拠資料の充実、処分の違法性のみならず不当性についても判断が可能であるといったメリットから、引き続き不服申立前置とすることが適当

(3) 不服申立人適格等の在り方

- ・ 不利益処分審査制度は処分の違法・不当性を事後チェックする制度であり、裁決メニューの多様化（差止裁決の導入など）にはなじまない
- ・ 職員個人の権利利益の保護を目的とする不利益処分審査制度は、不服申立人適格の拡大（処分の相手方以外の第三者に適格を認めるなど）にはなじまない

(4) 審理手続の諸問題

- ・ 処分の違法・不当性と関係ないことについて不服理由として主張できない旨を確認的に規定することが考えられる
- ・ 当事者の協力義務、公平委員長の期日設定権、正当な理由なく審理を欠席したなどの場合に審理を終了できることについて規定を設けることが適当

(5) 審尋審理の諸問題

- ・ 審理方式の変更について合理的な制約を設けること及び口頭審理に関する規定の準用について見直しを行うことが適当

(6) 再審制度の見直しの問題

- ・ 再審制度の存廃を検討するに当たっては、再審制度の現状と実効性について更なる検証を行う必要

3. 不利益処分審査制度をめぐる主に運用上の問題に対する考え方

(1) 「その他不利益処分」（職員の意に反する著しく不利益な処分に該当する転任・配置換えや辞職承認処分など）の審査の諸問題

- ・ 法律上の不利益と事実上の不利益との切り分けについては、受忍限度、社会通念に照らした上での許容性、処分の取消し以外の代替的な救済手段の有無といった観点から切り分けていくことが考えられる
- ・ 現在、事実関係の調査を行った結果、不服申立要件を欠くことが判明した場合には処分承認の判定を発出しているが、事実関係の調査後に申立てを却下する「却下判定」の規定を設けることが考えられる

(2) 集中審理方式・審理地の問題

- ・ 基本的には現在の集中審理方式を維持した上で、争点が多岐にわたる事案などでは、争点整理手続を適宜活用する運用とすること等を検討する必要
- ・ 審理地については、原則として請求者の住所地の都道府県庁所在地とするのが適当

(3) 証拠資料の取扱い・証人の保護の問題

- ・ 請求者側と処分者側とで、立証能力に差異があること等から、公平委員会の判断の下で、処分者側に証拠資料を先に提出させ、適宜請求者側に反論させる運用とすることが考えられる
- ・ セクハラなどの被害者などの証人の保護のため、遮蔽措置を採ることのできる規定を設けることが適当

(4) 鑑定の問題

- ・ 精神疾患に罹患していたことを主張する事案などでは、事案の内容により、職権による鑑定を活用し、刑事手続におけるいわゆる簡易鑑定相当の鑑定を行うことが考えられる

(5) 判定書の在り方について

- ・ 当事者の主張については要旨のみを記した上で、「判断」においては主に請求者の各主張に対する判断を行う現行の様式に加え、判定の冒頭に事案の概要と争点を端的に示した後に、人事院の判断を争点ごとに示す構成とするなど、事案の性質に応じた構成を採り入れることが考えられる

(6) 調査の結果採るべき措置の問題

- ・ 免職処分、辞職承認処分が取消し又は修正された場合、勤務していない間に得た中間収入の控除及び法定利率の弁済についての指示を行うとした場合には、法改正が必要とも考えられ、慎重な検討を行うことが必要

4. その他の公平審査制度をめぐる問題

行政措置要求制度については手続を明確にし、災害補償審査制度については調査担当者の権限について規定を整備することが適当